

2021年5月20日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル

代表取締役社長 田中譲治

問合せ先:

経営管理部 045-329-7215

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社は、「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」を経営理念としております。この理念のもと、当社グループは、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めていく所存でおります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石原章太郎	81,400	11.78
中道謙	80,000	11.58
田中譲治	34,000	4.92
原田茂行	28,000	4.05
清田秀彦	22,000	3.18
塩本かおり	20,000	2.89
守屋顕一	20,000	2.89
島田和紀	20,000	2.89
濱崎洋	20,000	2.89

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

諸富滋	16,000	2.32
松波精二	16,000	2.32
吉川昌利	16,000	2.32

支配株主（親会社を除く）名	支配株主はありません。
---------------	-------------

親会社名	親会社はありません。
親会社の上場取引所	—

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—
---

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	監査等委員であるものを除き9名 監査等委員であるもの6名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長

取締役の人数	監査等委員であるものを除き4名 監査等委員であるもの3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
上野博史	他の会社の出身者												
中川洋	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野博史	○	—	同氏は国家公務員として要職を歴任し、また、国内有数の金融機関の代表理事理事長を務めた経験の他、現在も他社において経営戦略全般に関し助言を行っていることから、組織の統制や企業経営に

			<p>についての十分な見識を有しているため、独立した立場から取締役の職務執行の監督及び助言を行っていただけるものと判断して、社外取締役に選任したものであります。</p> <p>また、同氏が代表を務める会社は、当社株式14,000株保有しております。</p>
中川洋	○	—	<p>同氏は、証券アナリストとして企業分析に携わった経験から財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、金融機関の役員経験の他、他社の企業経営や監査役にも従事し、企業経営についての十分な見識を有しているため、独立した立場から取締役の職務執行の監督及び助言を行っていただけるものと判断して、社外取締役に選任したものであります。</p> <p>また、同氏は、当社株式を14,000株保有しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び 使用人の有無	なし
--------------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

任命された監査等委員会補助者がその職務補助を行う際は、当該補助者は監査等委員会の指揮下にあつて、取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保することとしております。
-----------------------------------------------------------------------------------------

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>内部監査部門として内部監査室を設置しております。監査等委員及び内部監査室は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告を通じて業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況、会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等経営全般について連携し監査を実施しております。毎月開催される監査等委員会においては、原則として内部監査室長が同席し、内部監査実施状況等の報告を適宜行っております。</p> <p>会計監査人は内部統制の運用状況についての監査を実施するにあたり、内部監査室に必要な証憑等の提供を求め、必要に応じて内部監査の実施手続きを確認しております。</p> <p>監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、三様監査会議にて相互の監査計画の交換並びに監査実施状況の説明・報告を定期的に行っております。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員のすべてを独立役員に指定しております。
----------------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する役員及び従業員の意識と士気を高めるため、ストックオプション制度を導入しています。
--------------------------------------------------------------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしていません。取締役（監査等委員を除く）、監査等委員である取締役の報酬について、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、優秀な経営人材の維持・確保を目的として、外部の客観的なデータや同規模類似企業の報酬支給状況等を参考に定めます。

具体的には、取締役としての責務に対して支給する基本報酬（金銭報酬）、企業規模の拡大や経営計画の達成に対して支給する短期インセンティブ（金銭報酬）、及び株主との利益の共有を目的とした中長期インセンティブ（株式報酬）の3項目を規定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査等委員である社外取締役へのサポートは、経営管理部で行っております。

取締役会の資料は、原則として事前配布し、社外取締役の十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

**業務執行**

取締役会は、取締役全員をもって構成し、月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。取締役の総数は7名（うち、監査等委員である取締役3名）であり、取締役会の議長は代表取締役社長が務めます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、1年に定めております。

経営会議は、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長以上の役職者、及び内部監査室長、子会社取締役及び子会社監査役で構成し、原則として月2回開催し、取締役会付議事項の事前審議、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討をします。

また、当社は、迅速な意思決定と業務執行を可能とすることを目的に執行役員制度を導入し、組織に

おける役割を明確化して、業務執行機能の拡充を図っております。

監査・監督

監査等委員の総数は3名（うち常勤1名）であり、うち2名は独立社外取締役であります。監査等委員で構成する監査等委員会は月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等を行っています。また、取締役会ほか、重要な会議等への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程および取締役の業務執行状況について監督しております。さらに、会計監査人、内部監査部門である内部監査室と連携を図り、適切な監査の実施に努めております。

当社は、経営リスクの低減および不正の防止等、業務の適正の確保に資することを目的として、内部監査室を設置し3名の人員を配置しております。内部監査室は年度ごとに監査計画を作成し、当該監査計画に基づき定期的に実地監査を実施するとともに、必要に応じ臨時監査を実施します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は設立以来、監査役設置会社としておりましたが、社外取締役である監査等委員が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができると考え、2018年6月の定時株主総会で定款を変更し、監査等委員会設置会社に移行しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図るなど、招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を回避した開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では未定ではありますが、対応を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向け	現時点では未定ではありますが、対応を検討しております。

た取組み	
招集通知(要約)の 英文での提供	現時点では未定ではありますが、外国人株式保有比率を考慮しつつ対応を検討いたします。
その他	招集通知を当社ホームページ上の IR 専用ページに掲載することを予定しております。
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による 説明の有無
ディスクロージャー ポリシーの作成・ 公表	当社ホームページ上の IR 専用ページに公表する予定です。	
個人投資家向けに 定期的説明会を開 催	第2四半期決算及び通期決算終了後に決算説明会の実施を検討しております。	あり
アナリスト・機関投 資家向けに定期的 説明会を実施	第2四半期決算及び通期決算終了後に決算説明会の実施を検討しております。	あり
海外投資家向けに 定期的説明会を開 催	今後、海外投資家の比率を踏まえて、開催を検討して参ります。	あり
IR 資料をホームペ ージ掲載	当社ホームページに IR 専用のページを設け、投資判断に資する重要な情報の積極的な開示に努めてまいります。	
IR に関する部署(担 当者)の設置	経営管理部が IR 担当の部署です。	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は経営理念として「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」を、経営のビジョンとして「IFA ビジネスに関わる全ての人々の幸せを目指します。」を掲げ、ステークホルダーの立場を尊重しています。 また、経営のパートナーである IFA とは次の「IFA の誓い」を共有の理念として確認しております。



	<p>1. 真の独立・中立の旗のもとアドバイスを行います。</p> <p>2. 常にお客様の意向と実状の理解に努めます。</p> <p>3. 不断の研鑽で能力向上に努め、環境変化に対応します。</p> <p>4. 健全な倫理意識を保持し、お客様の信頼に応えます。</p> <p>5. 公共心を持ち、法令はその背景の理解に努め遵守します。</p> <p>6. 投資の価値を伝え、業務を通じて社会に貢献します。</p> <p>7. お客様の成功を共に喜び、自身の豊かさを実現します。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーの皆様に対する積極的な情報開示を行う方針であります。
その他	—
実施していない	—

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル（以下、「当社」という。）及び当社の子会社（以下、当社及び当社の子会社を「当社グループ」という。）は、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法・適正かつ効率的な事業活動を遂行するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備しております。

###### 「内部統制システムの整備に関する基本方針」

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社グループは、法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、「行動規範」及び「コンプライアンス規程」等を定め、職務を執行するにあたり遵守すべき行動基準として全ての役員及び従業員に周知徹底を図る。

②当社グループの取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

③当社は、取締役の職務執行を監視する権限を持つ監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

④当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。

⑤当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。また、当社管理本部は、子会社に従業員の業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。

⑥当社グループは、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口を設置する。当社グループは、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

## 2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社グループの取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。

②当社グループは、「個人情報取扱規程」、「情報システム管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

## 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

②当社は、取締役会等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

## 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社グループは、取締役会を毎月開催し、重要な業務執行に関する意思決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社グループの取締役の職務の執行について監視・監督を行う。

②当社グループは、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定及び効率的な業務を執行する。

③当社グループは、取締役会を補完する目的で、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長以上の役職者及び内部監査室長、子会社取締役及び子会社監査役で構成される経営会議を毎月実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。

④当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社経営管理部が関係会社の取締役会議事録など関係会社の取締役の職務の執行に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告をし、子会社の取締役の職務の執行について監視・監督する。

## 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。

②当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。

③当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項

①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することができるものとする。

②任命された監査等委員会補助者がその職務補助を行う際は、当該補助者は監査等委員会の指揮下にあつて、取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。

7. 当社グループの取締役並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会又は子会社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

①当社グループの取締役並びに使用人は、監査等委員の求めに応じて、取締役会その他監査等委員が出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告するものとする。

②当社グループの取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項につき速やかに報告するものとする。

③監査等委員会は業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて当社グループの取締役並びに使用人に対し、業務執行に関する事項の報告を求めることができる。

④当社グループは、前項により当社の監査等委員会へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員である取締役は、当社又はその子会社の取締役会、その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

②当社の代表取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行う。また、内部監査部門と監査等委員会との連携などにより、監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

③監査等委員である取締役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

④監査等委員である取締役は、管理本部管掌取締役から必要に応じて会計の内容につき説明を受け

るとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

9. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

①当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。

②当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。

③反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言します。

反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備します。

2. 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社は、コンプライアンス遵守を实践するための方針・基準として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力からの不当要求への対応マニュアル」を制定し、所管部署は経営管理部として、運用を行っております。

具体的には、新規取引先、新規契約 IFA 候補者、役員候補者、中途入社応募者、関連当事者並びに新規株主については、情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、毎年4月には取引先全社、全役社員、既存株主（大株主）の調査を行っております。また、取引先との契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

当社は、神奈川県暴力追放推進センターに加入し、情報の収集及び社内共有に努めるとともに、所轄警察署や暴力追放推進センターとの関係を強化するべく、連絡責任者として経営管理部長を選任しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

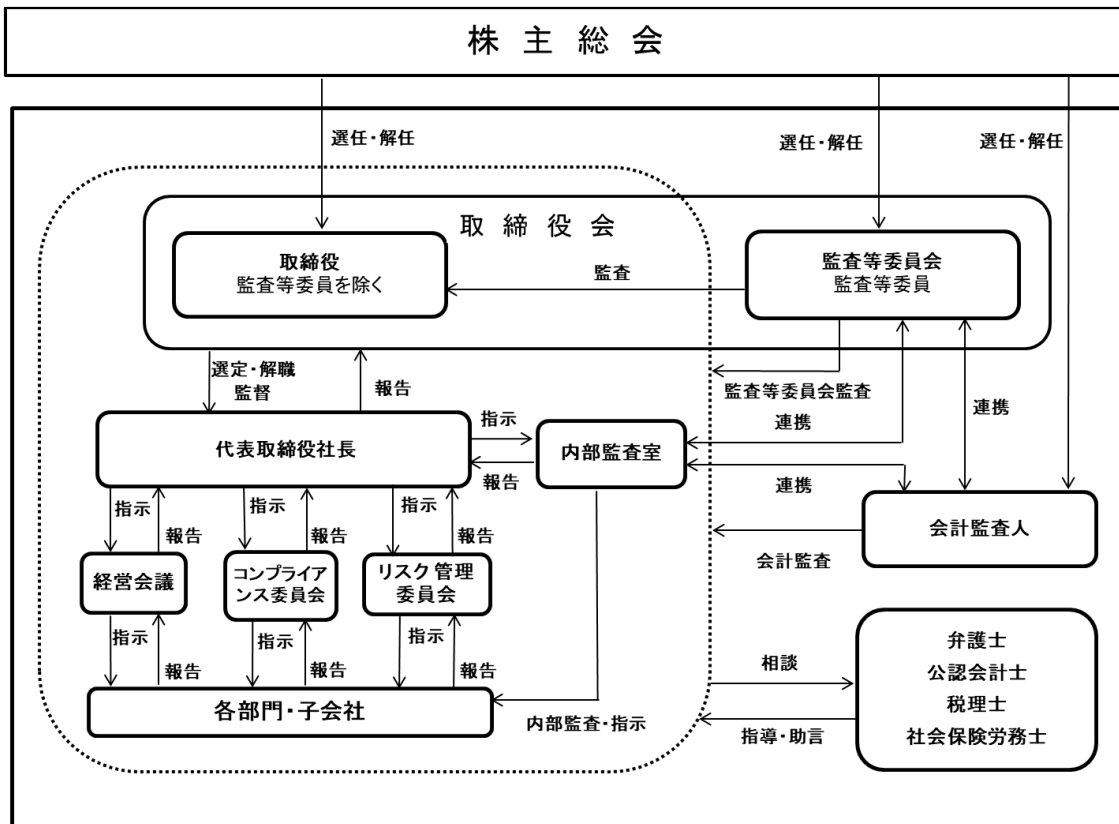
該当項目に関する補足説明

—

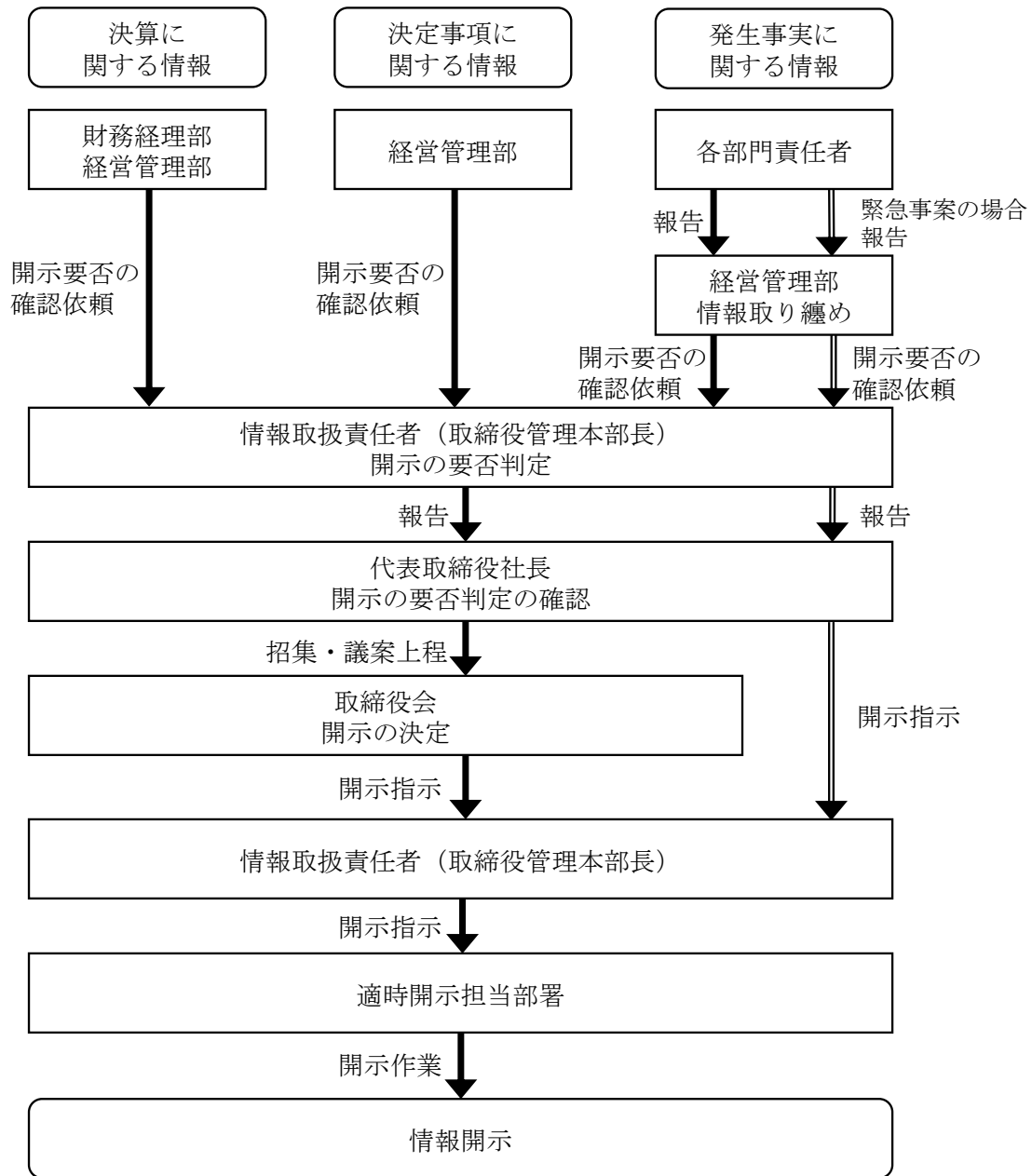
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上